

給実甲第1372号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
7 給与法第19条の7第2項各号の「前項の職員」、規則9—40（期末手当及び勤勉手当）（以下「規則」という。）第13条第1項及び第13条の2第1項の「給	7 給与法第19条の7第2項各号の「前項の職員」、規則9—40（期末手当及び勤勉手当）（以下「規則」という。）第13条第1項及び第13条の2第1項の「給

与法第19条の7第1項の職員」  
並びに第41項から第43項まで  
の「給与法第19条の7第1項の  
職員」には、規則第7条各号に掲  
げる職員を含まないものとする。

12 規則第2条第3号ロ及び第6条  
第1項第2号ロ（規則第12条第  
1項において準用する場合を含  
む。）の「人事院の定める者」  
は、次に掲げる要件のいずれにも  
該当する独立行政法人等（独立行  
政法人通則法第2条第1項に規定  
する独立行政法人及び国家公務員  
退職手当法施行令（昭和28年政  
令第215号）第9条の4各号に  
掲げる法人をいう。以下この項に  
おいて同じ。）の役員とし、規則  
第2条第3号ハ及び第6条第1項  
第2号ハ（規則第12条第1項に  
おいて準用する場合を含む。）の  
「人事院の定める者」は、次に掲  
げる要件のいずれにも該当する公  
庫等（沖縄振興開発金融公庫、同  
令第9条の2各号に掲げる法人及  
び特別の法律の規定により国家公  
務員退職手当法（昭和28年法律

与法第19条の7第1項の職員」  
並びに第40項から第42項まで  
の「給与法第19条の7第1項の  
職員」には、規則第7条各号に掲  
げる職員を含まないものとする。

12 規則第2条第3号ロ及び第6条  
第1項第2号ロ（規則第12条第  
1項において準用する場合を含  
む。）の「人事院の定める者」  
は、次に掲げる要件のいずれにも  
該当する独立行政法人等（独立行  
政法人通則法第2条第1項に規定  
する独立行政法人及び国家公務員  
退職手当法施行令（昭和28年政  
令第215号）第9条の4各号に  
掲げる法人をいう。以下この項に  
おいて同じ。）の役員とし、規則  
第2条第3号ハ及び第6条第1項  
第2号ハ（規則第12条第1項に  
おいて準用する場合を含む。）の  
「人事院の定める者」は、次に掲  
げる要件のいずれにも該当する公  
庫等（沖縄振興開発金融公庫、同  
令第9条の2各号に掲げる法人及  
び特別の法律の規定により国家公  
務員退職手当法（昭和28年法律

第182号) 第7条の2の規定の適用について同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人をいう。以下この項において同じ。)の職員とする。ただし、独立行政法人等又は公庫等の業務及び各府省の業務の必要上両者の相互了解の下に行われる計画的な人事交流によらないで、独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員となり、又は給与法の適用を受ける職員となった者は、含まれないものとする。

一 期末手当及び勤勉手当に相当する給与(次号及び第3号において「期末手当等相当給与」という。)の支給について、給与法の適用を受ける職員としての在職期間を独立行政法人等の役員又は公庫等の職員として勤務した期間に通算することとしている独立行政法人等又は公庫等であること。

二 (略)

三 期末手当等相当給与の基準日に相当する日が6月1日及び1

第182号) 第7条の2の規定の適用について同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人をいう。以下この項において同じ。)の職員とする。ただし、独立行政法人等又は公庫等の業務及び各府省の業務の必要上両者の相互了解の下に行われる計画的な人事交流によらないで、独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員となり、又は給与法の適用を受ける職員となった者は、含まれないものとする。

一 期末手当及び勤勉手当に相当する給与(次号及び第3号において「期末手当等相当給与」という。)の支給について、給与法の適用を受ける職員としての在職期間を独立行政法人等の役員又は公庫等の職員としての在職期間に通算することとしている独立行政法人等又は公庫等であること。

二 (略)

三 期末手当等相当給与の基準日に相当する日が6月1日及び1

2月1日である独立行政法人等若しくは公庫等であること又は当該基準日に相当する日がこれらの日と異なる場合において、給与法の適用を受ける職員から独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員となった場合の期末手当等相当給与の支給、給与法の適用を受ける職員としての在職期間の独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員として勤務した期間への通算、独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員から給与法の適用を受ける職員となった場合の基準日に相当する日の取扱い等に関し、その異なることを調整するための措置を講じている独立行政法人等若しくは公庫等であること。

四 (略)

14 規則別表第1の職員欄の「人事院が定める職員」は、それぞれ次に掲げる職員とする。

一・二 (略)

三 公安職俸給表(一)の職務の級3

2月1日である独立行政法人等若しくは公庫等であること又は当該基準日に相当する日がこれらの日と異なる場合において、給与法の適用を受ける職員から独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員となった場合の期末手当等相当給与の支給、給与法の適用を受ける職員としての在職期間の独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員としての在職期間への通算、独立行政法人等の役員若しくは公庫等の職員から給与法の適用を受ける職員となった場合の基準日に相当する日の取扱い等に関し、その異なることを調整するための措置を講じている独立行政法人等若しくは公庫等であること。

四 (略)

14 規則別表第1の職員欄の「人事院が定める職員」は、それぞれ次に掲げる職員とする。

一・二 (略)

三 公安職俸給表(一)の職務の級3

級に属する警部補、巡查部長、副看守長、主任看守部長、警備士補等の職員で、経験年数が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める年数以上であるもの

(1)～(6) (略)

(7) 規則 9—8 第 2 条第 5 号に定める経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者 その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、規則 9—8 第 2 条第 5 号に定める採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると各庁の長が認める場合には当該者の(1)から(6)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(6)までに定める年数、それ以外の場合には(8)に定める年数

(8) (略)

17 第 1 4 項及び第 1 6 項中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格(規則 9—8 の規定の適用に係る

級に属する警部補、巡查部長、副看守長、主任看守部長、警備士補等の職員で、経験年数が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める年数以上であるもの

(1)～(6) (略)

(7) 規則 9—8 第 2 条第 5 号に定める経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者 当該者に係る規則 9—8 第 1 条第 3 項に規定する部内の他の職員の(1)から(6)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める年数

(8) (略)

17 第 1 4 項及び第 1 6 項中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格(規則 9—8 の規定の適用に係る

学歴免許等の資格をいう。以下この項において同じ。)を有する者に係る年数を表すものとし、括弧中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格(以下この項において「基準となる学歴」という。)以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年数をその者に係る年数とする。

一 基準日に新たに職員となったものとした場合にその者の有する学歴免許等の資格について、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分のうち基準となる学歴に相当するもの(同号(8)に掲げる者にあつては、「高校卒」の区分)に対する経験年数調整表に規定する調整年数(以下この項において「調整年数」という。)が加える年数である者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数に相当する年数を減じた年数

学歴免許等の資格をいう。以下この項において同じ。)を有する者に係る年数を表すものとし、括弧中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格(以下この項において「基準となる学歴」という。)以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年数をその者に係る年数とする。

一 基準日に新たに職員となったものとした場合にその者の有する学歴免許等の資格について、その者(第14項第3号(7)に掲げる者にあつては、当該者に係る規則9-8第11条第3項に規定する部内の他の職員)に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分のうち基準となる学歴に相当するもの(同号(8)に掲げる者にあつては、「中学卒」の区分)に対する経験年数調整表に規定する調整年数(以下この項において「調整年数」という。))が加える年数である者 基準とな

る学歴を有する者に係る年数から調整年数に相当する年数を減じた年数

二・三 (略)

21 規則第5条第2項第5号ハの「人事院の定める期間」は、同号ハに掲げる休職であって当該休職にされた職員の当該共同研究等（国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究をいう。以下同じ。）に係る業務への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであるもの（以下「共同研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とし、同条第2項第5号ニの「人事院の定める期間」は、同号ニに掲げる休職であって当該休職にされた職員の職務に密接な

二・三 (略)

21 規則第5条第2項第5号ハの「人事院の定める期間」は、同号ハに掲げる休職であって当該休職にされた職員の当該共同研究等（国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究をいう。以下同じ。）に係る業務への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであるもの（以下「共同研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とし、同条第2項第5号ニの「人事院の定める法人」は、次に掲げる法人とし、同号ニの「人事院の定める期間」は、同号

関連があると認められる学術研究その他の業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものであるもの（以下「学術研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とする。

（削る）

ニに掲げる休職であつて当該休職にされた職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものであるもの（以下「学術研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とする。

二 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、公立大学法人（地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）及び放送大学学園（放送大学学園法（平成14年法律第

(削る)

156号) 第3条に規定する放送大学学園をいう。次号において同じ。)、沖縄科学技術大学院大学学園 (沖縄科学技術大学院大学学園法 (平成21年法律第76号) 第2条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園をいう。次号において同じ。) その他の学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する大学を設置する学校法人 (私立学校法 (昭和24年法律第270号) 第3条に規定する学校法人をいう。)

(削る)

二 行政執行法人以外の独立行政法人及び特殊法人 (法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人で総務省設置法 (平成11年法律第91号) 第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び沖縄科学技術大学院大学学園を除く。)

三 学術研究等のための休職の期間中、第1号又は前号に該当し

ていたもの（第1号又は前号に掲げるものを除く。）

24 規則第6条第1項第2号ニ（規則第12条第1項において準用する場合を含む。）の人事院の定める地方公務員は、次に掲げる場合に該当する地方公務員とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与法の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員として勤務した期間に通算することを認めていない地方公共団体の公務員であった場合を除く。

一～三 （略）

25 規則第6条第1項第2号ホ（規則第12条第1項において準用する場合を含む。）の「人事院の定める者」は、交流元企業（官民人事交流法第20条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から、交流採用（官民人事交流法第2条第4項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合に受け

24 規則第6条第1項第2号ニ（規則第12条第1項において準用する場合を含む。）の人事院の定める地方公務員は、次に掲げる場合に該当する地方公務員とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与法の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の公務員であった場合を除く。

一～三 （略）

（新設）

ることとなる賞与その他これに相当する賃金（以下この項において「賞与等」という。）の全額を支給された者若しくは賞与等の全額の支給を受ける予定がある者又は交流採用がないものとした場合であつても交流元企業から賞与等が支給されない者とし、各庁の長は、これらの者に該当するかどうかについて、賞与等の支給の状況（支給の予定がある場合には、その内容）をあらかじめ確認して判断するものとする。

26 （略）

27 規則第6条の4第1項に規定する文書（次項及び第30項において「一時差止処分書」という。）の様式は、各庁の長の定めるところによる。

28 ～ 37 （略）

38 第36項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

25 （略）

26 規則第6条の4第1項に規定する文書（次項及び第29項において「一時差止処分書」という。）の様式は、各庁の長の定めるところによる。

27 ～ 36 （略）

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一・二 (略)

39 規則第13条第3項(規則第13条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める者」は、次に掲げる職員の区分及び人事評価政令第7条第2項に規定する調整者(同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者)が、規則第13条第3項に規定する成績率を定めようとする職員と同一である職員(第36項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。)とする。

一～六 (略)

40～43 (略)

44 各庁の長は、期末手当及び勤勉手当の基準日前1箇月以内に採用した職員のうち、基準日前1箇月の日以降採用の前日までの間において、給与法の適用を受ける常勤の職員、検察官、第22項の職員又は特別職に属する常勤の国家公務員(行政執行法人の役員を除

一・二 (略)

38 規則第13条第3項(規則第13条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める者」は、次に掲げる職員の区分及び人事評価政令第7条第2項に規定する調整者(同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者)が、規則第13条第3項に規定する成績率を定めようとする職員と同一である職員(第35項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。)とする。

一～六 (略)

39～42 (略)

43 各庁の長は、期末手当及び勤勉手当の基準日前1箇月以内に採用した職員のうち、基準日前1箇月の日以降採用の前日までの間において、給与法の適用を受ける常勤の職員、検察官、第22項の職員又は特別職に属する常勤の国家公務員(行政執行法人の役員を除

く。)として勤務した者がある場合は、その者が当該期間内に退職した前任の機関（その機関が2以上あるときはその全機関。以下この項において同じ。）に対し、速やかに通知することとする。ただし、当該職員を採用する際、前任の機関との間に、期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いについて、あらかじめ相互に了解がある場合は、この限りでない。

45 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する規則第13条第1項から第4項まで及び第13条の2並びに第39項の規定の適用については、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成21年外務省令第6号）第6条第1項に規定する全体評語を規則第13条第1項から第4項まで並びに第13条の2第1項及び第2項に規定する全体評語と、同令第7条第2項に規定する調整者

く。)として在職した者がある場合は、その者が当該期間内に退職した前任の機関（その機関が2以上あるときはその全機関。以下この項において同じ。）に対し、速やかに通知することとする。ただし、当該職員を採用する際、前任の機関との間に、期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いについて、あらかじめ相互に了解がある場合は、この限りでない。

44 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する規則第13条第1項から第4項まで及び第13条の2並びに第38項の規定の適用については、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成21年外務省令第6号）第6条第1項に規定する全体評語を規則第13条第1項から第4項まで並びに第13条の2第1項及び第2項に規定する全体評語と、同令第7条第2項に規定する調整者

<p>を規則第13条第3項及び<u>第39</u>項に規定する調整者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を規則第13条第4項に規定する個別評語と、同令第7条第1項に規定する評価者を<u>第39</u>項に規定する評価者とみなす。</p>	<p>を規則第13条第3項及び<u>第38</u>項に規定する調整者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を規則第13条第4項に規定する個別評語と、同令第7条第1項に規定する評価者を<u>第38</u>項に規定する評価者とみなす。</p>
---	---

以 上